

白浜町最低制限価格制度実施要綱

令和7年2月17日 制定

令和8年7月22日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、白浜町が入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札をいう。以下同じ。）により建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に係る委託業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、地籍調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）に係る契約を締結しようとする場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象は、入札に付した建設工事又は建設工事に係る委託業務とする。ただし、町長が最低制限価格を設定する必要がないと認めるものについては、最低制限価格制度の対象としないことができる。

(入札参加者への周知)

第3条 最低制限価格を設定するときは、最低制限価格制度を設定する旨を当該入札の公告又は通知により入札参加者に周知するものとする。

(最低制限価格の設定、算定方法等)

第4条 建設工事における最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（建築関連工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・解体工事をいう。以下同じ。）の場合は、直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額）
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（建築関連工事の場合は、現場管理費の額に直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額を加えた額に10分の9を乗じて得た額）
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるものについては、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 建設工事に係る委託業務における最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の1の欄から4の欄までに掲げる額の合計額とする。ただし、測量業務及び地籍調査業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし

、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるものについては、10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

（落札者の決定）

第5条 入札の結果、最低制限価格に満たない価格で入札した者がいた場合には、入札執行者は、当該最低制限価格に満たない価格で入札した者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札したものを落札者とする。

（最低制限価格の公表）

第6条 最低制限価格は、落札者の決定後、速やかに公表するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札を公告する建設工事及び建設工事に係る委託業務について適用し、同日前に入札を公告した建設工事及び建設工事に係る委託業務については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱の規定は、公布の日から施行し同日以後の入札公告より適用する。

別表（第４条関係）

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額
地籍調査業務	直接経費の額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額	—	—
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額